

令和5年度 事業報告

Shikashin REPORT

2024年 ディスクロージャー誌



つながる、ひろがる、共にあゆむ

shikashin

組合員、歯科医師会会員の皆さまには、日頃より格別のご愛顧を賜り心から御礼申し上げます。

この度、令和5年度における業績と経営内容を「しかしん REPORT2024」として取り纏めができましたので、当組合へのご理解を深めていただくための資料として、ご高覧賜りますようお願い申し上げます。

神奈川県歯科医師信用組合は、歯科医業界における相互扶助の精神に基づいて神奈川県歯科医師会をはじめとする関係諸団体各位ならびに組合員各位のお役に立つ金融機関となることを目指しております。

今後も、皆さまにより充実した金融サービスを提供できるよう、経営の健全性の確保と経営基盤の強化に向け役職員一同、努力を重ねてまいりますので、一層のご支援とご指導を賜りますようお願い申し上げます。

令和6年7月
神奈川県歯科医師信用組合
理事長／石倉 浩一



当組合のあゆみ(沿革)

昭和25年 2月 神奈川県歯科医師信用購買利用組合から改組設立
35年 7月 創立10周年記念式典
50年 11月 本店改築落成
53年 3月 平塚支店開設
11月 預金量100億円達成
55年 2月 創立30周年記念式典
57年 11月 川崎支店開設
58年 9月 貸出金100億円達成
62年10月 新県歯会館に本店移転
平成元年 3月 預金量200億円達成
2年 2月 創立40周年記念式典
6年12月 相模原支店開設
8年 8月 貸出金200億円達成
9年 9月 預金量300億円達成
10年 1月 管理棟落成
12年 2月 創立50周年記念式典
16年12月 インターネットバンキング業務開始
17年 1月 決済用預金取扱開始
21年 6月 後藤哲哉理事長就任
22年 2月 創立60周年
26年 5月 川崎支店および相模原支店を本店および平塚支店に店舗統合
令和元年 6月 預金量400億円達成
元年12月 組合ロゴマークを刷新
2年 2月 創立70周年
5年 6月 後藤哲哉会長就任
石倉浩一理事長就任
5年11月 相談ルームを設置

役員一覧(理事及び監事の氏名・役職名)

(令和6年7月現在)

理 事

会 長	後藤 哲哉※	理 事	瓜生 厚※
理 事 長	石倉 浩一	理 事	山田 剛久※
専務理事	飯山 高康※	理 事	金子 宣由※
常務理事	田代 茂樹※	理 事	浅野 倉栄※
常務理事	富岡 孝之※	理 事	武田 昌也

◇当組合は、職員出身者以外の理事8名(※印)の経営参画により、ガバナンスの向上や組合員の意見の多面的な反映に努めております。

監 事

員外監事 安保 眞司
監 事 大貫 康雄

組合員の推移

(単位:人)

区 分	令和4年度末	令和5年度末
個 人	4,203	4,200
法 人	461	473
合 計	4,664	4,673

目 次

ご あ い さ つ	2	総 資 産 利 益 率	8	有価証券種類別残存期間別残高	12
当組合のあゆみ(沿革)	2	総 資 金 利 鞘 等	8	協金法開示債権(リスク管理債権)及び	13
役員一覧(理事及び監事の氏名・役職名)	2	有価証券の時価等情報	10	金融再生法開示債権の保全・引当状況	13
事 業 方 針	3	その他業務収益の内訳	11	法 令 遵 守 の 体 制	14
経営環境・事業概況	3	預 貸 率 及 び 預 証 率	11	当組合のマネー・ローndリング、テロ資金供与及び	14
事 業 の 組 織	3	1店舗当りの預金及び貸出金残高	11	拡散金融対策に係る対応方針について	14
総 代 会 に つ い て	4	常勤役職員1人当りの預金及び貸出金残高	11	苦情処理措置及び紛争解決措置の内容	14
報 酬 体 系 に つ い て	14	預 金 種 目 別 平 均 残 高	11	リ ス ク 管 理 体 制	15.16
一 資 料		預 金 者 別 預 金 残 高	11	資料編	17.18.19.20
組 合 員 の 推 移	2	財 形 貯 蓄 残 高	11	代理貸付残高の内訳	21
貸 借 対 照 表	5	定期預金種類別残高	11	内 国 為 替 取 扱 実 績	21
損 益 計 算 書	7	貸出金種類別平均残高	12	主 要 な 事 業 の 内 容	21
剰余金処分計算書	7	担保種類別貸出金残高及び債務保証見返額	12	手 数 料 一 覧	21
業務粗利益及び業務純益等	8	貸出金金利区分別残高	12	地区一覧(神奈川県全域)	24
経 費 の 内 訳	8	消費者ローン・住宅ローン残高	13	地域貢献(信用組合の社会的責任	22
役 務 取 引 の 状 況	8	貸 出 金 使 途 別 残 高	13	(CSR)に関する事項等)	22
受取利息および支払利息の増減	8	貸出金業種別残高・構成比	12	中小企業の経営の改善及び地域の	22.23
主要な経営指標等の推移	8	貸 倒 引 当 金 の 内 訳	13	活性化のための取組み状況	22.23
自己資本の構成に関する事項	9	貸 出 金 償 却 額	13	索 引	24
資金運用勘定、調達勘定の平均残高等	11	有価証券種類別平均残高	12		

事業方針

■ 経営理念……地域社会の歯科保健医療の向上に貢献します。

神奈川県内の歯科医師とその関係者のため、相互扶助の精神に基づく金融の円滑化を通じて経済活動を促進し、且つその経済的地位の向上をめざしつつ、歯科医業の発展を図ることにより、地域社会の歯科保健医療の向上に貢献します。

■ 経営方針……経営の健全性と確固たる経営基盤を強化し歯科医療界の発展に寄与します。

1. 経営の健全性

組合員の皆様に手軽に安心してご利用いただける信頼される信用組合として健全経営をめざします。

このため、組合員のニーズにあった経営姿勢により、商品開発や資金の需要におこたえします。

融資信用リスクについては、審査管理体制を強化します。

なお、収益の向上を図るため一層の経営の合理化、効率化に努めるとともに、余資の運用は市場リスクの排除に努め、安全な運用を図ります。

2. 経営基盤の強化

業域信用組合としての特性を活かし、組合員と県歯科医師会や地域歯科医師会及び関係団体との交流により、相互理解を深め、金融の円滑化を通じて確固たる経営基盤の強化を確立します。

3. 事業の展望

組合の事業計画達成のため、預金・貸出金の増加を図り、かつ効率的な余資の運用により健全経営を基本に適正な利潤を確保し、事業の推進を図ります。

4. 人材の育成

職員の資質の向上を図り、お客様から、さらに信頼されるよう、人材の育成に努めます。

5. 法令やルールの厳格な遵守

法令やルールを厳格に遵守し、社会的規範にもとることのない、誠実かつ公正な企業活動を行います。

なお、コンプライアンス体制を確立し、誇りをもって、働ける職場環境づくりをめざします。

(当組合の経営姿勢と考え方)

当組合は神奈川県における歯科医業界の専門金融機関として、相互扶助と金融の円滑化により経済活動の促進を図り、歯科医業界の発展に貢献することを理念としています。

現在の歯科医業界では、創業、成長・発展、経営改善および事業再生、円滑な事業承継等が大きなテーマとなっており、組合としてこれら課題の支援に対する積極的な取り組みを進めることを通じて歯科医業界に携わる組合員の皆さまから信頼される金融機関としての立場を確立させることを事業の基本方針としています。

令和5年度 経営環境・事業概況

経営環境

令和5年度においては、いわゆるコロナ禍で停滞していた経済活動が本格的に再開し、社会活動の正常化が進みました。

国内景気が引き続き緩やかな持ち直しが続く一方、世界的なエネルギー価格の高騰等がもたらしたインフレ、日本銀行によるマイナス金利政策の解除等、今後は景気が大きく変動する可能性のある経済環境にあるともいえます。

こうしたなか、歯科医業界では先行きの機器類の値上げを見越した新規開業や設備投資が旺盛でありました。

令和6年度において、金融機関は「金利のある世界」への対応を求められることとなります。金利の上昇が先生方の事業や、当組合の経営に及ぼす影響を十分に見極め、適切に対処すべき状況にあると認識しています。

当組合では専門チームとして立ち上げた「経営サポート室」を通じて、先生方のさまざまな相談に対応できる体制を整え、徐々に実績もあがってきています。令和5年11月にはご相談の専門ブースとして「相談ルーム」を新設いたしました。

今後も、組合員の皆さまに親身に寄り添う「しかしん」の役割はますます大きなものになると確信しており、円滑な金融、組合員の皆さまへの支援に積極的に取り組んでまいります。

事業概況

当組合の収益の柱である貸出金については、お客様の資金需要に積極的に対応したことにより貸出金残高は前年比で大きく増加いたしました。

また、預金については、コロナウイルス感染症関連の融資の返済や、本格化した経済・社会活動の再開を背景に、これまでの蓄積が費消されたことなどにより減少いたしました。

一方、収益については、貸出金の増加、長期金利の上昇による貸出金利息の増加が寄与したことなどにより、経常利益で約46百万円、当期純利益で約36百万円を計上することができました。

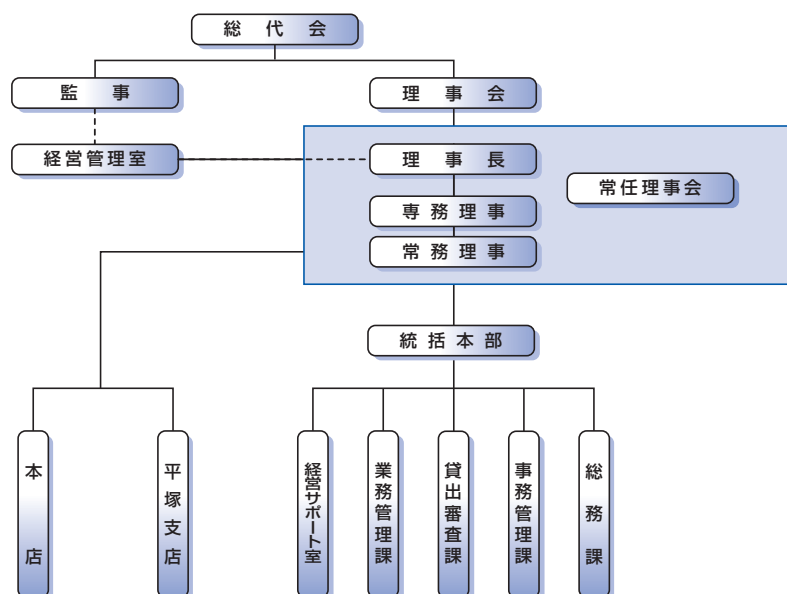
当組合は、歯科医業界の専門金融機関として、組合員の皆さまの経営状況やさまざまなライフステージに応じた適切な金融支援に引き続き取り組んでいくとともに、経営改善・事業承継等歯科医業界が抱えるさまざまな課題の解決を図っていくことが従来にも増して求められております。

また、持続的に取り組むべき課題としてマネー・ローンダリング対策（金融犯罪対策）があります。金融機関としての社会的責任を果たすため、積極的に取り組みを行ってまいります。

多様化、高度化する組合員の皆さまのさまざまなニーズにお応えすべく、職員一人ひとりが専門知識を高めるとともに、幅広い総合的なコンサルティング能力を備えられるよう人材の育成に努めてまいります。

事業の組織

(令和6年7月現在)



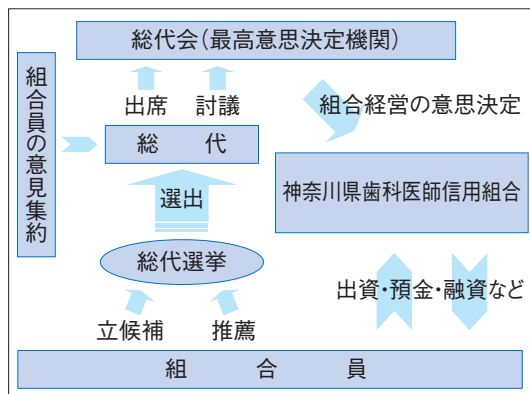
■ 総代会の仕組みと役割

信用組合は、組合員の相互扶助の精神を基本理念に金融活動を通じて経済的地位の向上を図ることを目的とした協同組合組織金融機関です。また、信用組合には、組合員の総意により組合の意思を決定する機関である「総会」が設けられており、組合員は出資口数に関係なく、一人一票の議決権及び選挙権を持ち、総会を通じて信用組合の経営等に参加することができます。

しかし、当組合は、組合員4,673名（令和6年3月末）と多く、総会の開催が困難なため、中小企業等協同組合法及び定款の定めるところにより「総代会」を設置しています。

総代会は、総会と同様に組合員一人ひとりの意思が信用組合の経営に反映されるよう、組合員の中から適正な手続きにより選挙された総代により運営され、組合員の総意を適正に反映し、充実した審議を確保しています。また、総代会は、当組合の最高意思決定機関であり、決算や事業活動等の報告が行われるとともに、剰余金処分、事業計画の承認、定款変更、理事・監事の選任など、当組合の重要事項に関する審議、決議が行われます。

総代は、組合員の代表として、総代会を通じて組合員の信用組合に対する意見や要望を信用組合経営に反映させる重要な役割を担っています。



■ 総代の選出方法、任期、定数 等

総代は、総代会での意思決定が広く組合員の意思を反映し適切に行われるよう、組合員の幅広い層の中から、定款及び総代選挙規程に基づき、公正な手続を経て選出されます。

(1) 総代の選出方法

総代は組合員であることが前提条件であり、総代選挙規程に則り、当組合の理事長が各地区（選挙区）内の組合員のうちから委嘱した選挙責任者及び選挙立会人各々一人以上から推薦された方もしくは自ら立候補した方の中から、公平に選挙を行い選出されます。

なお、総代候補者（立候補者（推薦を含む））の数が当該地区における総代定数を超えない場合は、その候補者（立候補者（推薦を含む））を当選者として投票は行っておりません。

(2) 総代の任期、定数

総代の任期は3年となっております。なお、当組合は地区（選挙区）を、神奈川県歯科医師会の区分に準じた地区に分け、総代の選出を行っています。

総代の定数は、100人以上120人以内です。地区別の定数は、地区の組合員数と総組合員数の按分比により算出しております。

■ 総代会の決議事項等の議事概要

第74期通常総代会が、令和6年6月20日午後2時より、横浜市民文化会館関内ホールで開催されました。当日は総代120名のうち、出席総数115名（うち、本人出席60名、書面議決書による出席53名、委任状による代理出席2名）のもと、下記の議事事項が可決・承認されました。

決議事項

- 第1号議案 第74期（令和5年4月1日から令和6年3月31日まで）事業報告、貸借対照表、損益計算書および剰余金処分案承認の件
第2号議案 第75期事業計画および収支予算案承認の件

以上、原案どおり可決・承認されました。

■ 総代の選挙区・定数・総代数・総代氏名（総代定数 100人以上、120人以内）

令和6年7月1日現在 【令和6年6月1日就任（任期3年）】

選挙区	総代定数	総代数	総代氏名 (敬称略：五十音順)
横浜	50名	50名	相庭 常人① 藍原 繁樹⑩ 青山 繁③ 足立 武久⑤ 犬山 國重④ 江口康久万① 大貫 和志① 大村 昌男④ 小澤 操⑦ 鹿郷 満保② 加来めぐみ④ 加藤 賢祐② 加藤 崇② 金子 守男② 金子 行夫④ 樺島 史朗③ 木田 勇人① 北野 道廣⑤ 紅林 尚樹② 神山 義之① 佐氏 又英⑦ 酒井 康友④ 坂本 揺子② 佐々木光司④ 佐藤 信二③ 蕭 敬意① 杉山 裕② 関町 典利⑦ 田川 攻⑨ 武内 春男⑧ 種田 清隆③ 玉井 達人③ 長崎 康俊⑨ 永田 勝彦② 西村 聡⑤ 西山 潔④ 橋本 和喜③ 羽田 宣裕⑧ 林 誠一④ 保刈 徳久⑤ 堀元 隆司① 松井 伸道② 丸田 治② 宮川 智行① 宮地 繁⑪ 六角 譲治① 撫養 勉成⑤ 森田 稔彦⑧ 森田 智樹① 脇本 康夫③
川崎	17名	17名	阿久澤信人① 今井 雅文② 宇都宮文児⑤ 梅田 和裕③ 榎本 光夫① 大庭 健彰④ 金井 久弥④ 菊池 伸一① 杉之内俊郎③ 鈴木 幸一② 高柴 重幸② 寺澤 孝興② 中島 信也② 髭内 宏光② 松山 知明⑥ 宮坂 和弘⑤ 山口 一美③

(注) 氏名の後に就任回数を記載しております。

選挙区	総代定数	総代数	総代氏名 (敬称略：五十音順)
横 須 賀	5名	5名	佐久間博一⑨ 谷 繁信⑤ 半澤 栄一① 古田 裕一③ 松本 好史③
逗 葉	1名	1名	沼田謙一郎③
鎌 倉	3名	3名	田中 直人③ 山内 由光⑤ 渡辺 徹①
藤 沢	7名	7名	秋本 覚① 榎本 雅宏③ 菊地 幸信② 小林 利也① 高橋 伸尚① 永村 宗護④ 平野 昌保①
大 和 綾 瀬	3名	3名	大館 満⑦ 近藤 清志② 齊木 稔⑦
茅 ヶ 崎	4名	4名	加藤 宏明② 佐々木保博⑥ 下里 隆史① 西 耕一②
平 塚	6名	6名	小川 哲史② 杉崎新一郎② 増井 峰夫③ 松井 宏榮② 松本 隆行② 箕島 利文④
小 田 原	5名	5名	安西 由充① 金子 亮② 河野 力② 平間 隆弘① 村山 正幸④
厚 木	3名	3名	高橋 庸① 難波 勝文① 馬場 賢輔①
海 老 名	2名	2名	千葉 容太② 脇田 雅文①
相 模 原	8名	8名	相澤 恒⑩ 秋知 明② 井上 俊彦③ 大嶺 秀樹② 鈴木 豊⑧ 寺崎 浩也③ 布施 厚子③ 八木 忠幸⑤
秦 野 伊 勢 原	4名	4名	井上 哲弥④ 井上 泰③ 小島 栄治② 佐藤 満③
足 柄	1名	1名	海瀬 光美②
座 間	1名	1名	西澤 昭人②

貸借対照表

(単位:千円)

貸借対照表

(単位:千円)

[illegible]

貸借対照表注記事項

1. 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。なお、以下の注記については、表示単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、その他の有価証券については時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、ただし、市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。
なお、その他の有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
3. 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公法第34号)に基づき、事業用土地の土地の再評価を行っております。なお、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産に計上しております。

再評価を行った年月日	平成14年3月31日
当該事業用土地の再評価前の帳簿価額	57百万円
当該事業用土地の再評価後の帳簿価額	140百万円
同法律第3条第3項に定める再評価の方法	土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条4号に定める路線図に基づいて、奥行価格補正等合理的な調整を行って算出しております。
4. 有形固定資産(リース資産を除く)の減価償却は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法)を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	3年~60年
その他	3年~20年
5. 無形固定資産(リース資産を除く)の減価償却は定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当組合内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。
6. 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法によることとしております。なお、残存価額については、リース契約上、残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零とすることとしております。
7. 外貨資産・負債は、決算日の為替相場による円換算額を付すこととしております。
8. 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。
日本公認会計士協会 銀行等監査特別委員会報告第4号「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」(令和4年4月14日)に規定する正常劣

科 目	金	額
(負債の部)	令和4年度	令和5年度
預 金 積 金	47,258,152	47,140,604
当 座 預 金	93,823	90,360
普 通 預 金	25,388,076	25,743,204
貯 蓄 預 金	63,149	36,194
定 期 預 金	18,962,733	18,672,444
定 期 積 金	2,426,617	2,352,941
そ の 他 の 預 金	323,752	245,458
借 用 金	100,000	—
当 座 借 越	100,000	—
そ の 他 負 債	143,432	104,885
未 決 済 為 替 借	24,921	50,818
未 払 費 用	17,638	16,705
給 付 補 填 備 金	1,176	1,427
未 払 法 人 税 等	1,706	6,223
前 受 収 益	1,064	792
払 戻 未 済 金	35,670	23,775
職 員 預 り 金	42,797	—
そ の 他 の 負 債	18,457	5,142
賞 与 引 当 金	22,090	21,313
退 職 給 付 引 当 金	135,472	111,149
役員退職慰労引当金	19,653	41,765
睡眠預金払戻損失引当金	194	318
偶 発 損 失 引 当 金	—	499
再評価に係る繰延税金負債	23,305	23,305
負 債 の 部 合 計	47,702,301	47,443,842
(純資産の部)		
出 資 金	758,389	739,166
普 通 出 資 金	758,389	739,166
利 益 剰 余 金	1,032,622	1,061,971
利 益 準 備 金	491,581	505,585
その他利益剰余金	541,040	556,385
特 別 積 立 金	401,000	411,000
当期末処分剰余金	140,040	145,385
組 合 員 勘 定 合 計	1,791,012	1,801,138
その他有価証券評価差額金	△35,801	△58,651
土 地 再 評 価 差 額 金	59,994	59,994
評価・換算差額等合計	24,193	1,343
純 資 産 の 部 合 計	1,815,205	1,802,481
負債及び純資産の部合計	49,517,506	49,246,323

債権及び重要注意先債権に相当する債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績又は倒産実績を基礎とした貸倒実績率又は倒産確率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を計上しております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署の協力の下にて業務管理課が資産査定を実施しております。

また、正常先及び重要注意先債権に係る信用保証協会の責任共有制度に基づき負担金の支出に備えるため、過去の負担金実績から算出した将来の負担金支出見込額を計上しております。

9. 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

10. 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、企業会計基準適用指針第25号「退職給付に関する会計基準の適用指針」（平成27年3月26日）に定める簡便法（退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法）により、当事業年度末における必要額を計上しております。

当組合は、複数事業主（信用組合等）により設立された企業年金制度（総合設立型企業年金基金）に加えて、当組合の提出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないため、当該企業年金制度への提出額を退職給付費用として処理しております。

なお、当該企業年金制度全体の直近の積立状況及び制度全体の提出等に占める当組合の割合並びにこれに関する補足説明は次のとおりであります。

(1) 制度全体の積立状況に関する事項（令和5年3月31日現在）

年金資産の額	219,079百円
年金財政計算上の数理債務の額と最低責任準備金の額との合計額	216,116百円
差引額	2,962百円

(2) 制度全体に占める当組合の掛金提出割合（令和4年4月分～令和5年3月分） 0.278%

(3) 補足説明

上記(1)の差引額の要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高11,094百円及び別途積立金14,056百円であります。

本制度における過去勤務債務の償却方法は期間9年の元利均等償却であり、当組合は、当期の計算書類上、当該償却に充てられる特別掛金30百円を費用処理しております。

- なお、特別掛金の額はあらかじめ定められた掛金率を掛金提出時の標準給与の額に乘じて算定されるため、上記(2)の割合は当組合の実際の負担割合とは一致していません。
- 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見込額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。
 - 睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積もり必要と認める額を計上しております。
 - 破綻懸念先以下の債権に係る信用保証協会の責任共有制度に基づく負担金の将来における支出に備えるため、過去の負担金実績から算出した将来の負担金支出見込額のうち、正常先及び要注意先債権に係るものを貸倒引当金に125千円計上しております。
 - 収益の計上方法について、役務取引等収益は役務提供の対価として収受する収益であり、内訳として「受入為替手数料」「その他の受入手数料」「その他の役務取引等収益」があります。このうち、受入為替手数料は、為替業務から収受する受入手数料であり、送金、代金取立等の内国為替業務に基づくものであります。為替業務及びその他の役務取引等にかかる履行義務は、通常、対価の受領と同時に充足されるため、原則として、一時点で収益を認識しております。
 - 重要な会計上の見積り
会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。
貸倒引当金 183百万円
貸倒引当金の算出方法は、重要な会計方針として8.に記載しております。
主な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。
「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。
なお、個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合、翌事業年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。
 - 金融商品の状況に関する事項
(1) 金融商品に対する取組方針
当組合は、預金業務、融資業務および市場運用業務などの金融業務を行っております。このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理(ALM)をしております。
(2) 金融商品の内容及びそのリスク
当組合が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客様に対する貸出金です。また、有価証券は主に債券であり、純投資目的で保有しております。これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。
一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動性リスクに晒されております。また、変動金利の預金については、金利の変動リスクに晒されております。
(3) 金融商品に係るリスク管理体制
①信用リスクの管理
当組合は、信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応などや信管理に関する体制を整備し運営しております。これらの与信管理は、各営業店のほか業務管理課により行われ、また、定期的に経営陣による常任理事会や理事会を開催し、審議・報告を行っております。さらに、与信管理の状況については、経営管理室がチェックしております。
有価証券の発行体の信用リスクに関しては、総務課において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。
②市場リスクの管理
(i)金利リスクの管理
当組合は、ALMによって金利の変動リスクを管理しております。
ALMに関する規則及び要領において、リスク管理方法や手続等の詳細を明記しており、常任理事会において決定されたALMに関する方針に基づき、理事会において実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っています。
日常的には総務課において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析や金利感応度分析等によりモニタリングを行い、定期的に理事会に報告しております。
(ii)為替リスクの管理
当組合は、為替の変動リスクに関して、個別の案件ごとに管理しております。
(iii)価格変動リスクの管理
有価証券を含む市場運用商品の保有については、有価証券運用方針に基づき、理事会の監督の下、資金運用規程に従い行われております。
このうち、業務管理課では、市場運用商品の購入検討を行っており、投資限度額の設定のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。
これらの情報は総務課を通じ、理事会及び常任理事会において定期的に報告されております。
(iv)市場リスクに係る定量的情報
当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」、「有価証券」のうち債券、「貸出金」、「預金積金」、「借入金」であります。
当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、『協同組合による金融事業に関する法律施行規則第六十九条第一項第五号二等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項(平成十九年金融庁告示第十七号)』において通貨ごとに規定された金利ショックを用いた時価の変動額を市場リスク量とし、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しております。
当該変動額の算定にあたっては、対象の金融資産及び金融負債を固定金利群と変動金利群に分けて、それぞれ金利期日に応じて適切な期間に残高を分解し、期間ごとの金利変動幅を用いております。
なお、金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末において、ステープル化(短期金利の低下及び長期金利の上昇をいう)が生じた場合、時価は37百万円減少するものと把握しております。
当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数との相関を考慮してありません。
また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。
③資金調達に係る流動性リスクの管理
当組合は、ALMを通して、適時に資金管理を行うほか、資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。
(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明
金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。
なお、一部の金融商品については、簡便な計算により算出した時価に代わる金額を含めて開示しております。
 - 金融商品の時価等に関する事項
令和6年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。(時価等の算定方法については(注1)参照)。
なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません。(注2)参照)。
また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

(単位:百万円)			
	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 預け金(*1)	20,041	20,039	△2
(2) 有価証券	3,517	3,517	—
その他有価証券	3,517	3,517	—
(3) 貸出金(*1)	24,825		
貸倒引当金(*2)	△183		
	24,642	24,940	298
金融資産計	48,201	48,496	295
(1) 預金積金(*1)	47,140	47,086	△54
金融負債計	47,140	47,086	△54

- (*)1 預け金、貸出金、預金積金の「時価」には、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」が含まれております。
(*)2 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(注1) 金融商品の時価等の算定方法

金融資産

(1) 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、市場金利で割り引くことで現在価値を算定し、当該現在価値を時価とみなしております。

(2) 有価証券

債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は取引所の価格又は公表されている基準価額によっております。
なお、保有目的区分ごとの有価証券に関する注記事項については18～21に記載しております。

(3) 貸出金

貸出金は、以下の①～②の合計額から、貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除する方法により算定し、その算出結果を簡便な方法により算出した時価に代わる金額として記載しております。

- ① 6か月以上延滞債権等、将来キャッシュ・フローの見積りが困難な債権については、その貸借対照表の貸出金勘定に計上している額(貸倒引当金控除前の額)。
② ①以外は、貸出金の種類ごとにキャッシュ・フローを作成し、元利金の合計額を市場金利で割り引いた価額を時価とみなしております。

金融負債

(1) 預金積金

要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしております。定期預金の時価は、一定の金額帯および期間帯ごとに将来キャッシュ・フローを作成し、元利金の合計額を市場金利で割り引いた価額を時価とみなしております。

(2) 借入金

借入金のうち、変動金利によるものは、短期で市場金利を反映し、また、当組合の信用状態は実行後大きく異ならないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額を市場金利で割り引いて現在価値を算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。

(注2) 市場価格のない株式等の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。(単位:百万円)

区 分	貸借対照表計上額
非上場株式(*)	0
全信組連出資金(*)	194
合 計	194

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額 (単位:百万円)

	1 年 以 内	1 年 超 5 年 以 内	5 年 超 10 年 以 内	10 年 超
預け金	15,941	4,100	—	—
有価証券				
その他有価証券のうち満期があるもの	300	1,900	1,200	200
うち国債	100			200
うち地方債		200		
うち社債	200	1,700	1,100	
うちその他			100	
貸出金(*)	388	2,433	4,776	16,183
合 計	16,630	8,433	5,976	16,383

(*) 貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めないもの、期間の定めがないものは含めておりません。

(注4) 借入金及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額 (単位:百万円)

	1 年 以 内	1 年 超 5 年 以 内	5 年 超 10 年 以 内	10 年 超
預金積金(*)	41,268	5,810	62	—
合 計	41,268	5,810	62	—

(*) 預金積金のうち、要求払預金は「1年以内」に含めております。

18. 有価証券の時価、評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、「国債」、「地方債」、「社債」、「株式」、「その他の証券」が含まれております。以下21.まで同様であります。

- (1) 売買目的有価証券に区分した有価証券はありません。
(2) 満期保有目的の債券に区分した有価証券はありません。
(3) 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式はありません。
(4) その他有価証券

【貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの】 (単位:百万円)

	貸借対照表計上額	取得原価	差 額
債 券	1,410	1,399	10
国 債	100	99	0
地 方 債	201	200	1
社 債	1,109	1,100	9
小 計	1,410	1,399	10

損益計算書

(単位:千円)

科 目	令和4年度	令和5年度
経 常 収 益	558,123	610,034
資 金 運 用 収 益	512,562	555,049
貸 出 金 利 息	456,683	501,599
預 け 金 利 息	23,905	22,276
有価証券利息配当金	26,065	25,263
その他の受入利息	5,909	5,909
役 務 取 引 等 収 益	28,620	28,083
受入為替手数料	13,946	12,418
その他の役務収益	14,673	15,664
そ の 他 業 務 収 益	10,392	10,767
その他の業務収益	10,392	10,767
そ の 他 経 常 収 益	6,547	16,134
貸倒引当金戻入益	—	16,134
償却債権取立益	0	—
その他の経常収益	6,547	—
経 常 費 用	519,451	563,721
資 金 調 達 費 用	6,051	5,617
預 金 利 息	5,226	4,598
給付補填備金繰入額	888	744
借 用 金 利 息	△291	74
その他の支払利息	227	199
役 務 取 引 等 費 用	38,406	37,596
支払為替手数料	7,937	8,103
その他の役務費用	30,468	29,493
そ の 他 業 務 費 用	27	51
その他の業務費用	27	51
経 費	468,625	519,513
人 件 費	323,516	372,140
物 件 費	129,897	132,955
税 金	15,210	14,418
そ の 他 経 常 費 用	6,341	941
貸倒引当金繰入額	709	—
その他の経常費用	5,631	941
経 常 利 益	38,672	46,312

科 目	令和4年度	令和5年度
特 別 利 益	13	90
固 定 資 産 処 分 益	13	90
特 別 損 失	12,691	0
固 定 資 産 処 分 損	12,691	0
税引前当期純利益	25,994	46,403
法人税、住民税及び事業税	2,305	6,853
法 人 税 等 調 整 額	△383	2,750
法 人 税 等 合 計	1,921	9,603
当 期 純 利 益	24,073	36,799
繰越金(当期首残高)	115,967	108,585
当期末処分剰余金	140,040	145,385

(注) 1. 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

2. 出資1口当たりの当期純利益 9円67銭
3. 収益を理解するための基礎となる情報は、貸借対照表の注記において、重要な会計方針と合わせて注記しております。

剰余金処分計算書

(単位:千円)

科 目	令和4年度	令和5年度
当期末処分剰余金	140,040	145,385
剰 余 金 処 分 額	31,455	32,101
利 益 準 備 金	14,004	14,538
普通出資に対する配当金	7,450	7,562
	(年1%の割合)	(年1%の割合)
特 別 積 立 金	10,000	10,000
繰越金(当期末残高)	108,585	113,284

➡6ページの続き

- 【貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの】 (単位:百万円)
- | 貸借対照表計上額 | 取得原価 | 差 額 |
|----------|-------|-------|
| 債 券 | 2,020 | 2,097 |
| 国 債 | 173 | 197 |
| 社 債 | 1,847 | 1,900 |
| そ の 他 | 85 | 100 |
| 小 計 | 2,106 | 2,198 |
| 合 計 | 3,517 | 3,598 |
19. 当事業年度中に売却した満期保有目的の債券はありません。
20. 当事業年度中に売却したその他有価証券はありません。
21. 減損処理を行う有価証券
- 売買目的有価証券以外の有価証券(市場価格のない株式等を除く)のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当事業年度の損失として処理することとしております。
- また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、当事業年度末における時価が取得原価に比べ30%以上下落した場合としております。
- 当事業年度における減損処理額はありません。
22. 協同組合による金融事業に関する法律及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、貸借対照表の出資金、「その他資産」中の未払利息及び仮払金の各勘定に計上されるものであります。
- | | |
|--------------------|--------|
| 破産更生債権及びこれらに準ずる債権額 | 111百万円 |
| 危険債権額 | 439百万円 |
| 三月以上延滞債権額 | 一百万円 |
| 貸出条件緩和債権額 | 159百万円 |
| 合計額 | 710百万円 |
- 破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。
- 三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。
- 貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。なお、債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

23. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客から融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、1,823百万円であります。これらはすべて原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものであります。
- なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当組合の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全、その他相当の事由があるときは、当組合が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条件が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・預金等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている当組合内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置を講じております。
24. 有形固定資産の減価償却累計額 581百万円
25. 貸借対照表に計上した有形固定資産のほか、電子計算機等についてリース契約により使用しています。
26. 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債権総額 3百万円
27. 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債務はありません。
28. 繰延税金資産及び繰延税金負債の主な発生原因の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

(単位:百万円)	
繰延税金資産	
退職給付引当金損金算入限度額超過額	30
貸倒引当金損金算入限度額超過額	30
役員退職慰労引当金損金算入限度額超過額	11
貸出金償却損金算入限度額超過額	11
減価償却費損金算入限度額超過額	8
有価証券時価評価差額金	22
その他	6
繰延税金資産小計	121
将来減産一時差異等の合計に係る評価性引当額	△89
評価性引当額小計	△89
繰延税金資産合計	32

29. 担保に提供している資産は、次のとおりであります。
- | | | |
|-------------|---------|----------|
| 担保提供している資産 | 預 け 金 | 2,900百万円 |
| | 有 価 証 券 | 100百万円 |
| 担保資産に対応する債務 | 無 し | |
- 上記のほか、公金取扱いのためにその他の資産1百万円、為替取引のために預け金500百万円を担保として提供しております。
30. 出資1口当たりの純資産額は487円70銭であります。

経理・経営内容

業務粗利益及び業務純益等

(単位:千円)

科 目		令和4年度	令和5年度
資 金 運 用 収 支	資 金 運 用 収 益	512,562	555,049
	資 金 調 達 費 用	6,051	5,617
	資 金 運 用 収 支	506,511	549,432
役 務 取 引 等 収 支	役 務 取 引 等 収 益	28,620	28,083
	役 務 取 引 等 費 用	38,406	37,596
	役 務 取 引 等 収 支	△9,786	△9,513
そ の 他 の 業 務 収 支	そ の 他 業 務 収 益	10,392	10,767
	そ の 他 業 務 費 用	27	51
	そ の 他 の 業 務 収 支	10,365	10,715
業 務 粗 利 益		507,091	550,634
業 務 粗 利 益 率		1.03 %	1.14 %
業 務 純 益		38,466	31,120
実 質 業 務 純 益		38,466	31,120
コ ア 業 務 純 益		38,466	31,120
コ ア 業 務 純 益 (投資信託解約損益を除く。)		38,466	31,120

- (注) 1.業務粗利益率= $\frac{\text{業務粗利益}}{\text{資金運用勘定計平均残高}} \times 100$
2.業務純益=業務収益-(業務費用-金銭の信託運用見合費用)
3.実質業務純益=業務純益+一般貸倒引当金繰入額
4.コア業務純益=実質業務純益-国債等債券損益

受取利息及び支払利息の増減

(単位:千円)

項 目	令和4年度	令和5年度
受 取 利 息 の 増 減	7,511	42,486
支 払 利 息 の 増 減	△84	△433

総資産利益率

(単位:%)

区 分	令和4年度	令和5年度
総 資 産 経 常 利 益 率	0.07	0.09
総 資 産 当 期 純 利 益 率	0.04	0.07

- (注) 総資産経常(当期純)利益率= $\frac{\text{経常(当期純)利益}}{\text{総資産(債務保証見返を除く)平均残高}} \times 100$

経費の内訳

(単位:千円)

項 目	令和4年度	令和5年度
人 件 費	323,516	372,140
報 酬 給 料 手 当	257,613	273,307
退 職 給 付 費 用	25,831	34,913
そ の 他	40,071	63,919
物 件 費	129,897	132,955
事 務 費	67,820	64,805
固 定 資 産 費	33,902	35,681
事 業 費	6,832	6,336
人 事 厚 生 費	4,610	5,217
有形固定資産償却	8,997	13,250
無形固定資産償却	873	729
そ の 他	6,861	6,935
税 金	15,210	14,418
経 費 合 計	468,625	519,513

役務取引の状況

(単位:千円)

科 目	令和4年度	令和5年度
役 務 取 引 等 収 益	28,620	28,083
受入為替手数料	13,946	12,418
その他の受入手数料	14,665	15,655
その他の役務取引等収益	7	9
役 務 取 引 等 費 用	38,406	37,596
支払為替手数料	7,937	8,103
その他の支払手数料	635	223
その他の役務取引等費用	29,833	29,269

総資金利鞘等

(単位:%)

区 分	令和4年度	令和5年度
資 金 運 用 利 回 (a)	1.04	1.15
資 金 調 達 原 価 率 (b)	0.99	1.12
総 資 金 利 鞘 (a-b)	0.04	0.03

- (注) 1.資金運用利回= $\frac{\text{資金運用収益}}{\text{資金運用勘定計平均残高}} \times 100$
2.資金調達原価率= $\frac{\text{資金調達費用-金銭の信託運用見合費用+経費}}{\text{資金調達勘定計平均残高}} \times 100$

主要な経営指標等の推移

(単位:千円)

区 分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
経 常 収 益	585,493	557,741	549,587	558,123	610,034
経 常 利 益	47,561	33,262	46,220	38,672	46,312
当 期 純 利 益	45,626	29,772	41,033	24,073	36,799
預 金 積 金 残 高	40,248,575	45,783,414	47,360,039	47,258,152	47,140,604
貸 出 金 残 高	23,457,875	23,490,102	23,048,519	24,042,799	24,825,465
有 価 証 券 残 高	3,443,281	3,537,640	3,812,872	3,848,529	3,517,114
総 資 産 額	45,042,041	49,318,307	50,555,064	49,517,506	49,246,323
純 資 産 額	1,790,539	1,805,210	1,836,696	1,815,205	1,802,481
自己資本比率(単体)	6.34 %	6.31 %	6.42 %	6.29 %	6.17 %
出 資 総 額	739,027	735,467	749,675	758,389	739,166
出 資 総 口 数	3,695,138 □	3,677,338 □	3,748,378 □	3,791,948 □	3,695,833 □
出資に対する配当金	7,388	7,398	7,566	7,450	7,562
常 勤 役 職 員 数	40 人	41 人	41 人	42 人	41 人

- (注) 1.残高計数は期末日現在のものです。
2.「自己資本比率(単体)」は、平成18年金融庁告示第22号により算出しております。

自己資本の構成に関する事項

(単位:百万円、%)

項 目	令和4年度	令和5年度
コア資本に係る基礎項目 (1)		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合理勘定又は会理勘定の額	1,783	1,793
うち、出資金及び資本剰余金の額	758	739
うち、利益剰余金の額	1,032	1,061
うち、外部流出予定額(△)	7	7
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	27	22
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	27	22
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45%に相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	3	—
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	1,815	1,815
コア資本に係る調整項目 (2)		
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	79	78
うち、のれんに係るものの額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るものの以外の額	79	78
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	—	—
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
前払年金費用の額	—	—
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
信用協同組合連合会の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る10%基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
特定項目に係る15%基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	79	78
自己資本		
自己資本の額((イ)-(ロ)) (ハ)	1,736	1,737
リスク・アセット等 (3)		
信用リスク・アセットの額の合計額	26,617	27,152
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	△219	△302
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	△302	△302
うち、上記以外に該当するものの額	83	—
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	960	989
信用リスク・アセット調整額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—	—
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	27,578	28,141
自己資本比率		
自己資本比率((ハ)/(ニ))	6.29%	6.17%

(注) 自己資本比率の算出方法を定めた「協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用協同組合及び信用協同組合連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第22号)」に係る算式に基づき算出しております。なお、当組合は国内基準を採用しております。

経理・経営内容

有価証券の時価等情報

売買目的有価証券

該当ありません。

満期保有目的の債券

該当ありません。

子会社・子法人等株式及び関連法人等株式で時価のあるもの

該当ありません。

その他有価証券

(単位:百万円)

	種 類	令和4年度			令和5年度		
		貸借対照表計上額	取得原価	差 額	貸借対照表計上額	取得原価	差 額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株 式 債 権	—	—	—	—	—	—
	国 債	1,723	1,699	23	1,410	1,399	10
	地 方 債	402	399	2	100	99	0
	短 期 社 債	202	200	2	201	200	1
	社 債	—	—	—	—	—	—
	そ の 他	1,118	1,100	18	1,109	1,100	9
	小 計	—	—	—	—	—	—
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株 式 債 権	1,723	1,699	23	1,410	1,399	10
	国 債	2,034	2,097	△63	2,020	2,097	△77
	地 方 債	183	197	△14	173	197	△24
	短 期 社 債	—	—	—	—	—	—
	社 債	—	—	—	—	—	—
	そ の 他	1,850	1,900	△49	1,847	1,900	△52
	小 計	91	100	△8	85	100	△14
合 計		2,125	2,198	△72	2,106	2,198	△92
		3,848	3,898	△49	3,517	3,598	△81

(注) 1. 上記の「その他」は、外国証券及び投資信託等です。

2. 市場価格のない株式等及び組合出資金は本表には含めておりません。

市場価格のない株式等及び組合出資金

(単位:百万円)

	令和4年度	令和5年度
	貸借対照表計上額	貸借対照表計上額
非上場株式	0	0
全国信用協同組合連合会出資金	194	194
合 計	194	194

(注) 1. 非上場株式及び全国信用協同組合連合会出資金については、企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(令和2年3月31日)第5項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

2. 組合出資金については、企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(令和3年6月7日)第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

金 銭 の 信 託

該当ありません。

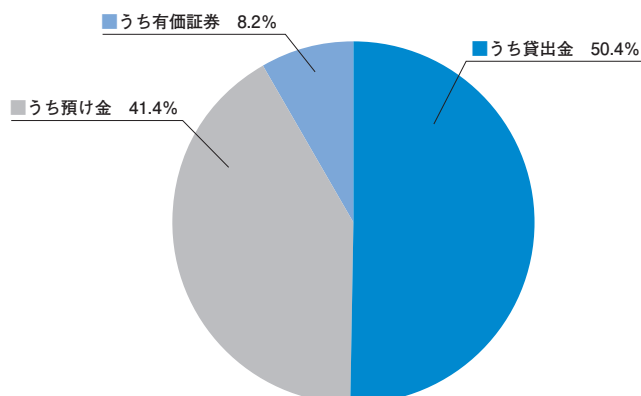
経理・経営内容

資金運用勘定、調達勘定の平均残高等

科 目	年度	平均残高	利 息	利回り
資 金 運 用 勘 定	令和4年度	49,128 百万円	512,562 千円	1.0 %
	令和5年度	48,131	555,049	1.1
	うち			
	貸 出 金	令和4年度 23,373	456,683	1.9
		令和5年度 24,276	501,599	2.0
	うち			
資 金 調 達 勘 定	預 け 金	令和4年度 21,706	23,905	0.1
		令和5年度 19,922	22,276	0.1
	有 価 証 券	令和4年度 3,853	26,065	0.6
		令和5年度 3,738	25,263	0.6
	調 達 勘 定	令和4年度 47,672	6,051	0.0
		令和5年度 46,760	5,617	0.0
勘 定 外 資 金	う ち			
	預 金 積 金	令和4年度 47,094	6,114	0.0
		令和5年度 46,606	5,343	0.0
	う ち			
	譲 渡 性 預 金	令和4年度 —	—	—
		令和5年度 —	—	—
借 用 金	う ち			
		令和4年度 532	△291	△0.0
		令和5年度 114	74	0.0

(注) 資金運用勘定は無利息預け金の平均残高(令和4年度82百万円、令和5年度79百万円)を控除して表示しております。

資金運用勘定の平均残高



その他業務収益の内訳

(単位: 百万円)

項 目	令和4年度	令和5年度
国債等債券売却益	—	—
国債等債券償還益	—	—
その他の業務収益	10	10
その他業務収益合計	10	10

預貸率及び預証率

(単位: %)

区 分	令和4年度	令和5年度
預 貸 率	(期 末) 50.87	52.66
	(期中平均) 49.63	52.08
預 証 率	(期 末) 8.14	7.46
	(期中平均) 8.18	8.02

(注) 1. 預貸率 = $\frac{\text{貸出金}}{\text{預金積金} + \text{譲渡性預金}} \times 100$

2. 預証率 = $\frac{\text{有価証券}}{\text{預金積金} + \text{譲渡性預金}} \times 100$

1店舗当りの預金及び貸出金残高

(平残ベース) (単位: 百万円)

区 分	令和4年度末	令和5年度末
1 店 舗 当 り の 預 金 残 高	23,547	23,303
1 店 舗 当 り の 貸 出 金 残 高	11,686	12,138

常勤役職員1人当りの預金及び貸出金残高

(平残ベース) (単位: 百万円)

区 分	令和4年度末	令和5年度末
常勤役職員1人当りの預金残高	1,150	1,085
常勤役職員1人当りの貸出金残高	571	565

資 金 調 達

預金種目別平均残高

(単位: 百万円、%)

種 目	令和4年度		令和5年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
流 動 性 預 金	25,298	53.7	25,481	54.7
定 期 性 預 金	21,796	46.3	21,124	45.3
譲 渡 性 預 金	—	—	—	—
そ の 他 の 預 金	—	—	—	—
合 計	47,094	100.0	46,606	100.0

預金者別預金残高

(単位: 百万円、%)

区 分	令和4年度末		令和5年度末	
	金 額	構成比	金 額	構成比
個 人	34,288	72.5	34,263	72.7
法 人	12,969	27.5	12,877	27.3
一 般 法 人	12,932	27.4	12,840	27.2
金 融 機 関	36	0.1	33	0.1
公 金	0	0.0	3	0.0
合 計	47,258	100.0	47,140	100.0

財形貯蓄残高

(単位: 百万円)

項 目	令和4年度末	令和5年度末
財 形 貯 蓄 残 高	56	47

定期預金種類別残高

(単位: 百万円)

区 分	令和4年度末	令和5年度末
固 定 金 利 定 期 預 金	18,962	18,672
変 動 金 利 定 期 預 金	0	0
そ の 他 の 定 期 預 金	—	—
合 計	18,962	18,672

資金運用

貸出金種類別平均残高

(単位：百万円、%)

科 目	令和4年度		令和5年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
手 形 貸 付	2	0.0	122	0.5
証 書 貸 付	22,859	97.8	23,662	97.5
当 座 貸 越	511	2.2	491	2.0
合 計	23,373	100.0	24,276	100.0

有価証券種類別残存期間別残高

(単位：百万円)

区 分		1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
国 債	令和4年度末	301	100	—	183
	令和5年度末	100	—	—	173
地 方 債	令和4年度末	—	202	—	—
	令和5年度末	—	201	—	—
短 期 社 債	令和4年度末	—	—	—	—
	令和5年度末	—	—	—	—
社 債	令和4年度末	—	1,490	1,479	—
	令和5年度末	200	1,689	1,067	—
株 式	令和4年度末	—	—	—	0
	令和5年度末	—	—	—	0
外 国 証 券	令和4年度末	—	—	—	—
	令和5年度末	—	—	—	—
その他の証券	令和4年度末	—	—	91	—
	令和5年度末	—	—	85	—
合 計	令和4年度末	301	1,793	1,570	183
	令和5年度末	300	1,890	1,153	173

貸出金業種別残高・構成比

(単位：百万円、%)

業 種 別	令和4年度		令和5年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
製 造 業	—	—	—	—
農 業、林 業	—	—	—	—
漁 業	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—
建 設 業	—	—	—	—
電気、ガス、熱供給、水道業	—	—	—	—
情 報 通 信 業	—	—	—	—
運 輸 業、郵 便 業	—	—	—	—
卸売業、小売業	73	0.3	174	0.7
金融業、保険業	—	—	—	—
不 動 産 業	347	1.4	530	2.1
物 品 賃 貸 業	—	—	—	—
学術研究、専門・技術サービス業	—	—	—	—
宿 泊 業	—	—	—	—
飲 食 業	—	—	—	—
生活関連サービス業、娯楽業	—	—	—	—
教育、学習支援業	—	—	—	—
医 療、福 祉	10,801	44.9	11,464	46.2
その他のサービス	—	—	—	—
そ の 他 の 産 業	518	2.2	470	1.9
小 計	11,741	48.8	12,639	50.9
国・地方公共団体等	—	—	—	—
個人(住宅・消費・納税資金等)	12,301	51.2	12,185	49.1
合 計	24,042	100.0	24,825	100.0

(注) 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

有価証券種類別平均残高

(単位：百万円、%)

区 分	令和4年度		令和5年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
国 債	597	15.5	438	11.7
地 方 債	200	5.2	200	5.4
短 期 社 債	—	—	—	—
社 債	2,956	76.7	2,999	80.2
株 式	0	0.0	0	0.0
外 国 証 券	—	—	—	—
そ の 他 の 証 券	99	2.6	99	2.7
合 計	3,853	100.0	3,738	100.0

(注) 当組合は、商品有価証券を保有しておりません。

担保種類別貸出金残高及び債務保証見返額

(単位：百万円、%)

区 分		金 額	構成比	債務保証見返額
当組合預金積金	令和4年度末	809	3.4	—
	令和5年度末	869	3.5	—
有 価 証 券	令和4年度末	—	—	—
	令和5年度末	—	—	—
動 産	令和4年度末	—	—	—
	令和5年度末	—	—	—
不 動 産	令和4年度末	20,013	83.2	—
	令和5年度末	20,489	82.5	—
そ の 他	令和4年度末	—	—	—
	令和5年度末	—	—	—
小 計	令和4年度末	20,822	86.6	—
	令和5年度末	21,359	86.0	—
信用保証協会・信用保険	令和4年度末	778	3.3	—
	令和5年度末	693	2.8	—
保 証	令和4年度末	1,472	6.1	—
	令和5年度末	1,599	6.5	—
信 用	令和4年度末	969	4.0	—
	令和5年度末	1,172	4.7	—
合 計	令和4年度末	24,042	100.0	—
	令和5年度末	24,825	100.0	—

貸出金金利区分別残高

(単位：百万円)

区 分	令和4年度末	令和5年度末
固 定 金 利 貸 出	7,498	7,030
変 動 金 利 貸 出	16,544	17,795
合 計	24,042	24,825

資金運用

消費者ローン・住宅ローン残高

(単位:百万円、%)

区 分	令和4年度末		令和5年度末	
	金 額	構成比	金 額	構成比
消 費 者 ロ ー ン	4,003	36.5	3,879	36.5
住 宅 ロ ー ン	6,970	63.5	6,758	63.5
合 計	10,974	100.0	10,638	100.0

貸出金使途別残高

(単位:百万円、%)

区 分	令和4年度末		令和5年度末	
	金 額	構成比	金 額	構成比
運 転 資 金	6,956	28.9	6,803	27.4
設 備 資 金	17,086	71.1	18,021	72.6
合 計	24,042	100.0	24,825	100.0

貸出金償却額

(単位:百万円)

項 目	令和4年度	令和5年度
貸 出 金 償 却 額	—	—

貸倒引当金の内訳

(単位:百万円)

項 目	令和4年度		令和5年度	
	期末残高	増減額	期末残高	増減額
一 般 貸 倒 引 当 金	27	10	22	△5
個 別 貸 倒 引 当 金	171	△9	160	△10
貸 倒 引 当 金 合 計	199	0	183	△16

経営内容

協法開示債権(リスク管理債権)及び金融再生法開示債権の保全・引当状況

(単位:百万円、%)

区 分		残高 (A)	担保・保証額 (B)	貸倒引当金 (C)	保全率 (B+C)/(A)	引当率 (C)/(A-B)
破 産 更 生 債 権 及 び これらに準ずる債権	令 和 4 年 度	166	72	93	100.00	100.00
	令 和 5 年 度	111	19	92	100.00	100.00
危 険 債 権	令 和 4 年 度	454	343	77	92.68	70.00
	令 和 5 年 度	439	340	68	93.29	70.00
要 管 理 債 権	令 和 4 年 度	173	165	7	100.00	100.00
	令 和 5 年 度	159	153	6	100.00	100.00
	三 月 以 上 延 滞 債 権	令 和 4 年 度	—	—	—	—
		令 和 5 年 度	—	—	—	—
	貸 出 条 件 緩 和 債 権	令 和 4 年 度	173	7	100.00	100.00
		令 和 5 年 度	159	6	100.00	100.00
小 計 (不 良 債 権 計)	令 和 4 年 度	793	581	178	95.81	84.32
	令 和 5 年 度	710	513	167	95.85	85.05
正 常 債 権	令 和 4 年 度	23,258				
	令 和 5 年 度	24,135				
合 計	令 和 4 年 度	24,052				
	令 和 5 年 度	24,845				

不良債権比率	
令 和 4 年 度	令 和 5 年 度
3.30	2.86

- (注) 1.「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
- 2.「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権(1に掲げるものを除く。)です。
- 3.「要管理債権」とは、「三月以上延滞債権」及び「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金です。
- 4.「三月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金(1及び2に掲げるものを除く。)です。
- 5.「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建等を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金(1、2及び4に掲げるものを除く。)です。
- 6.「正常債権」とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権(1、2及び3に掲げるものを除く。)です。
- 7.「担保・保証額」は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計額です。
- 8.「貸倒引当金」には、正常債権に対する一般貸倒引当金を除いて計上しております。
- 9.「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「正常債権」が対象となる債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債(その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)によるものに限る。)、貸出金、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるものです。
- 10.金額は決算後(償却後)の計数です。

法令遵守の体制

【法令等遵守体制】

当組合の経営理念に基づき、社会的責任と公共的使命を発揮することにより、お客さま及び社会からの信頼・信用を確保するためコンプライアンス・マニュアルを制定しております。また、同マニュアルには行動綱領および法令等遵守基本方針を規定し、役員等への周知徹底を図っております。尚、行動綱領には次の行動指針を制定しております。

1. 信用組合の公共的使命
2. キメ細かい金融サービスの提供
3. 法令やルールの厳格な遵守
4. 地域社会とのコミュニケーション
5. 人権の尊重
6. 働き方改革の推進、職場環境の充実
7. 環境問題への取組み
8. 社会参画と発展への貢献
9. 反社会的勢力との関係遮断、テロ等の脅威への対応

コンプライアンス態勢の運営にあたっては、コンプライアンス担当役員(CCO)を明確化するとともに、コンプライアンス統括部門を設置し、各部署に配置するコンプライアンス責任者が法令及び各規程に違反する言行等がないかをチェックし、その状況について理事会及び監事に報告を行っています。

また、役職員については、定期的に研修を行い、適正なコンプライアンス態勢の整備に努めています。

【顧客保護管理】

顧客保護管理体制の確立のために平成19年10月に「顧客保護等管理方針」をホームページに公表するとともに、顧客保護(利用者保護)に関しての管理徹底に努めております。

※尚、上記方針については「しかしんホームページ」をご覧ください。

(<https://www.shikashin.co.jp>)

【反社会的勢力に対する基本方針】

当組合は、社会の秩序や安全に脅威を与え、健全な経済・社会の発展を妨げる反社会的勢力との関係を遮断するため、以下のとおり基本方針を定め、これを遵守します。

1. 組織としての対応
当組合は、反社会的勢力による不当要求に対し、対応する職員の安全を確保しつつ組織全体として対応し、迅速な問題解決に努めます。
2. 外部専門機関との連携
当組合は、反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から警察、暴力追放運動推進センター、弁護士などの外部専門機関と緊密な連携関係を構築します。
3. 取引の未然防止を含めた一切の関係遮断
当組合は、信用組合の社会的責任を強く認識し、その責任を組織全体で果たすため、反社会的勢力との取引の未然防止を含めた一切の関係を遮断し、反社会的勢力からの不当な要求には応じません。
4. 有事における民事と刑事の法的対応
当組合は、反社会的勢力による不当要求に対しては、民事と刑事の両面から法的対抗措置を講じる等、断固たる態度で対応します。
5. 資金提供、不適切・異例な取引及び便宜供与の禁止
当組合は、いかなる理由があっても、反社会的勢力に対して事案を隠ぺいするための資金提供、不適切・異例な取引及び便宜供与は行いません。

【マネー・ローndリング、テロ資金供与及び拡散金融対策】

当組合は、マネー・ローndリング、テロ資金供与及び拡散金融(以下、「マネロン等」という。)を防止し、業務の適切性を確保するため、「当組合のマネー・ローndリング、テロ資金供与及び拡散金融対策に係る対応方針について」のもと、マネロン・テロ資金供与対策に係る実務の責任者として、当組合のリスク管理全般を担当する理事を統括管理責任者に指定し、組合内横断的なリスク管理態勢の強化に取り組んでいます。

当組合のマネー・ローndリング、テロ資金供与及び拡散金融対策に係る対応方針について

当組合は、マネロン・テロ資金供与及び拡散金融を防止するため、マネロン・テロ資金供与対策を経営上の重要な課題として位置づけ、「犯罪収益移転防止法」ならびに「金融庁マネー・ローndリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」等の関連法令等を遵守し、経営陣の主導的な関与の下、次の各号の取組みを行っています。

- (1) 当組合は、自らが提供する商品・サービス、取引形態、取引に係る国・地域や顧客属性等に応じたマネロン等リスクを特定、評価、類型化したうえで、当該リスクについて、当組合のリスク許容度の範囲内に実効的に低減するための措置(リスクベース・アプローチ)を講じてまいります。
- (2) 当組合は、マネロン・テロ資金供与対策を適切に実施するために、組合内横断的なリスク管理態勢を構築してまいります。
- (3) 当組合は、マネロン・テロ資金供与および拡散金融対策の実効性を確保するため、当組合の業務分野、営業地域及びマネロン・テロ資金供与に関する動向等を評価し、これを踏まえて、方針(基本方針・ポリシー等)のマネロン対策に関する方針・手続(マネロン対策に関する基本規程及び関連諸規程・要領・手順書等)・計画(マネロン対策を実現するための実践計画・プログラム)等を整備してまいります。

なお、金融当局ならびに神奈川県警察の指導により、当組合では、マネー・ローndリング、テロ資金供与及び拡散金融のリスクが高いと判断される一部の取引およびお客さまにつきましては、通常よりも厳重な取引時確認の実施やお客さま情報の提供をお願いさせて頂くとともに、その回答の内容、状況に応じまして、当該取引に制限をさせていただくことがあります。

お客さまには、一部ご不便をお掛けすることが予想されますが、何卒趣旨をご理解いただき、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

報酬体系について

●対象役員

当組合における報酬体系の開示対象となる「対象役員」は、常勤理事及び常勤監事をいいます。対象役員に対する報酬等は、職務執行の対価として支払う「基本報酬」、在任期間中の職務執行及び特別功勞の対価として退任時に支払う「退職慰労金」で構成されております。

(1) 報酬体系の概要

【基本報酬】

非常勤を含む全役員の基本報酬につきましては、総代会において、理事全員及び監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しております。

そのうえで、各理事の基本報酬額につきましては役位や在任年数等を勘案し、当組合の理事会において決定しております。また、各監事の基本報酬額につきましては、監事の協議により決定しております。

【退職慰労金】

退職慰労金につきましては、在任期間中に每期引当金を計上し、退任時に総代会で承認を得た後、支払っております。

なお、当組合では、全役員に適用される退職慰労金の支払いに関して、主として次の事項を規程で定めております。

- a. 決定方法
- b. 決定時期と支払時期

(2) 令和5年度における対象役員に対する報酬等の支払総額

(単位: 百万円)

区 分	支払総額
対象役員に対する報酬等	54

注1. 対象役員に該当する理事は3名、監事は0名です(期中に退任した者を含む)。

2. 上記の内訳は、「基本報酬」35百万円、「退職慰労金」19百万円となっております。

なお、「退職慰労金」は、当年度中に支払った退職慰労金(過年度に繰り入れた引当金分を除く)と当年度に繰り入れた役員退職慰労引当金の合計額です。

3. 使用人兼務役員の使用人としての報酬等を含めております。

(3) その他

「協同組合による金融事業に関する法律施行規則第69条第1項6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用協同組合等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」(平成24年3月29日付金融庁告示第23号)第3条第1項第3号及び第5号に該当する事項はありません。

●対象職員等

当組合における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当組合の職員であって、対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者のうち、当組合の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、令和5年度において、対象職員等に該当する者はいませんでした。

注1. 対象職員等には、期中に退任、退職した者も含まれております。

2. 「同等額」は、令和5年度に対象役員に支払った報酬等の平均額としております。

3. 当組合の職員の給与、賞与及び退職金は当組合における「給与規程」及び「退職金規程」に基づき支払っております。

なお、当組合は、非常勤・相互扶助の協同組合組織の金融機関であり、業績連動型の報酬体系を取り入れた自社の利益を上げることや株価を上げることに動機づけられた報酬となっていないため、職員が過度なリスクテイクを引き起こす報酬体系はありません。

苦情処理措置及び紛争解決措置の内容

●苦情処理措置

当組合では、お客さまにより一層のご満足をいただけるよう、お取引に係る相談・苦情等を受け付けておりますので、お気軽にお申し出ください。お申し出は、「お取引先店舗」または「お客さま相談室」をご利用ください。

お客さま相談室

受 付 日: 月曜日～金曜日(祝日および組合の休業日は除く)

受付時間: 午前9時～午後5時

電 話: 045-641-2904

尚、苦情等対応手続については、「しかしんホームページ」をご覧ください。

(<https://www.shikashin.co.jp>)

●紛争解決措置

神奈川県弁護士会 紛争解決センター(電話: 045-211-7716)

東京弁護士会 紛争解決センター(電話: 03-3581-0031)

第一東京弁護士会 仲裁センター(電話: 03-3595-8588)

第二東京弁護士会 仲裁センター(電話: 03-3581-2249)

で紛争の解決を図ることも可能ですので、ご利用を希望されるお客さまは、上記当組合お客さま相談室または、しんくみ相談所にお申し出ください。また、お客さまから各弁護士会に直接申し出いただくことも可能です。なお、前記東京・第一東京・第二東京弁護士会の各仲裁センターは、東京都以外の各地のお客さまもご利用いただけます。

仲裁センター等では、東京以外の地域の方々からの申立について、当事者の希望を聞いたうえで、アクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。

①移管調停: 東京以外の弁護士会の仲裁センター等に事件を移管する。

②現地調停: 東京の弁護士会の斡旋人と東京以外の弁護士会の斡旋人が、弁護士会所在地と東京を結ぶテレビ会議システム等により、共同して解決に当たる。

※移管調停、現地調停は全国の弁護士会で実施している訳ではありませんのでご注意ください。具体的内容は仲裁センター等にご照会ください。

【一般社団法人 全国信用組合中央協会 しんくみ相談所】

受 付 日: 月曜日～金曜日(祝日および協会の休業日は除く)

受付時間: 午前9時～午後5時

電 話: 03-3567-2456

リスク管理体制

— 定 性 的 事 項 —

- ・自己資本調達手段の概要
- ・自己資本の充実度に関する評価方法の概要
- ・信用リスクに関する事項
- ・信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要
- ・派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要…該当事項なし
- ・証券化エクスポージャーに関する事項…該当事項なし
- ・オペレーショナル・リスクに関する事項
- ・出資その他これに類するエクスポージャー又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要に関する事項
- ・金利リスクに関する事項

●自己資本調達手段の概要

当組合の自己資本は、出資金、利益剰余金等により構成されております。なお、当組合の自己資本調達手段の概要は次のとおりです。

普 通 出 資	①発行主体：神奈川県歯科医師信用組合
	②コア資本に係る基礎項目の額に算入された額：739百万円

●自己資本の充実度に関する評価方法の概要

当組合の自己資本比率は、国内基準の4パーセントを上回っており、経営の健全性・安全性を保っているものと評価しております。

将来の自己資本充実策については、中期経営計画及び年度ごとに掲げる事業計画に基づいた営業推進活動と経費削減効果から得られる利益による資本の積上げを基本的な施策として考えております。

●信用リスクに関する事項

リスクの説明 及びリスク管理の方針	信用リスクとは、取引先の財務状況の悪化などにより、当組合の資産の価値が減少ないし消失し、損失を受けるリスクのことをいいます。
管 理 体 制	当組合では、信用リスクを当組合が管理すべき最重要のリスクであると認識の上、与信業務の基本的な理念や手続等を明示した「クレジットポリシー」を制定し、広く役職員に理解と遵守を促すとともに、統括本部やリスク管理部署で協議検討を行い、必要に応じて常任理事会や理事会といった経営陣に対する報告をする態勢を整備しております。
評 価 ・ 計 測	信用リスクの評価は、小口多数取引の推進によるリスクの分散の他、与信ポートフォリオ管理として、信用格付別や自己査定による債務者区分の管理、及び与信集中によるリスクの抑制のため大口与信先の管理など、さまざまな角度からの分析に注力しております。
■貸倒引当金の計算基準 貸倒引当金は、「自己査定基準」及び「償却・引当基準」に基づき、自己査定における債務者区分ごとに計算された貸倒実績率を基に算定し、適正な計上に努めております。	
■リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称 信用リスクの計測方法として、当組合は「標準的手法」を採用し、保有するエクスポージャーに対して適切なリスク・ウェイトを適用しています。なお、リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は以下の4つの機関を採用しています。 (株)格付投資情報センター(R&I)、(株)日本格付研究所(JCR)、S&Pグローバル・レーティング(S&P Global Ratings)、ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク(Moody's)	
■エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称 エクスポージャーの種類ごとの適格格付機関の仕分けは行っておりません。	
■信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要 当組合は、リスク管理の観点から、取引先の財務状況の悪化などにより、当組合の資産の価値が減少ないし消失し、損失(信用リスク)を受けることを軽減するために、取引先によっては不動産担保や信用保証協会保証による保全措置を講じております。ただし、これはあくまでも補完的措置であり、資金使途、返済原資、財務内容、事業環境、経営者の資質など、さまざまな角度から判断を行っております。また、判断の結果、担保又は保証が必要な場合には、お客さまへの十分な説明とご理解をいただいた上でご契約いただく等、適切な取り扱いに努めております。 当組合が扱う担保には、自組合預金積金、不動産等が該当し、保証には、人的保証、信用保証協会保証、民間保証等があります。また、その手続きについては、組合が定める「融資事務規程」等により、適切な事務取り扱い及び適正な担保評価を行っております。 また、手形貸付、証書貸付、当座貸越、債務保証取引に関して、お客さまが期限の利益を失われた場合には、当該与信取引の範囲において、預金相殺を用いる場合があります。この際、信用リスク削減方策の一つとして、組合が定める「融資事務規程」や各種約定書等に基づき、法的に有効である旨確認の上、事前の通知や諸手続きを省略して払戻充当いたします。 なお、バーゼルⅢで定められている信用リスク削減方法は、適格担保として自組合預金積金、保証として信用保証協会保証、民間保証会社の保証等が該当いたします。そのうち保証に関する信用度の評価については信用保証協会保証は政府保証と同様に、民間保証会社は金融機関エクスポージャーとして適格格付機関が付与している格付により判定しております。 また、信用リスク削減手法の適用に伴う信用リスクの集中に関しては、一顧客に対しての貸出金限度額を定めて特定顧客への集中とならないよう管理するとともに、小口多数取引を推進してリスクの分散を図っております。	
■派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要 該当ありません。	

●証券化エクスポージャーに関する事項

該当ありません。

経営内容

●オペレーショナル・リスクに関する事項

リスクの説明 及びリスク管理の方針	オペレーショナル・リスクとは内部プロセス・人・システムが不適切であることもしくは機能しないこと、または外部事象の発生によって生じる損失に係るリスクをいいます。
管理体制	当組合では、業務運営上、可能な限り回避すべきリスクであると認識し、「統一的リスク管理方針」「統一的リスク管理規程」のもとに「事務リスク管理規程」および「システムリスク管理規程」を整備し、統括本部やリスク管理部署で協議検討を行い適正なリスク管理に努めています。 また、必要に応じて常任理事会や理事会といった経営陣に対する報告をする態勢を整備しております。
評価・計測	事務リスク管理については、統括本部・営業店が一体となり、厳正な「事務手順書」の整備、その遵守を心掛けることはもちろんのこと、日頃の事務指導や研修体制の強化、さらには相互牽制によるチェックを行い、事務処理の状況については、経営管理室による内部監査を予告なしで各部署に対して実施する等、正確性の確保と事故・不正防止に努めております。 また、システムリスク管理については、セキュリティ管理者およびシステム管理者を設置し、主要なコンピュータシステムは、信用組合のネットワークシステムである信組情報サービス株式のSKCセンターオンラインシステムに加盟し、リスクの分散を図る等万全の体制を整えております。 その他のリスクについては、苦情相談窓口の設置による苦情に対する適切な処理、個人情報及び情報セキュリティ体制の整備、さらには各種リスク商品等に対する説明態勢の整備など、顧客保護の観点を重要視した管理態勢に努めております。
■オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称 当組合は基礎的手法を採用しております。	

●出資その他これに類するエクスポージャー又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要に関する事項

当組合の「出資等エクスポージャー」

(単位:千円)

全国信用協同組合連合会	出資金	194,100
信組情報サービス株式会社	株式	200

なお、上記の出資等エクスポージャーは、売却等を行う目的のものではなく、時価はありません。

●金利リスクに関する事項

リスクの説明 及びリスク管理の方針	金利リスクとは、市場の変動によって受ける資産価値の変動や、将来の収益性に対する影響を指します。
管理体制	銀行勘定の金利リスクを定期的に計測及び評価を行うほか、有価証券については管理分析システムによるVaRを算出し、その結果を統括本部やリスク管理部署で協議検討をするともに、必要に応じて経営陣へ報告する態勢を整備しております。また、「統一的リスク管理方針」「統一的リスク管理規程」のもとに「信用リスク管理規程」「市場リスク管理規程」を整備し、資産・負債の最適化に向けたリスク・コントロールに努めております。
評価・計測	銀行勘定の金利リスク量 (IRBB) は、上方パラレルシフト、下方パラレルシフト、スティープ化の3つの金利変動シナリオに基づいて計算される経済的価値の減少額△EVEのうちの最大値としております。また、四半期ごとの月末を基準日として、IRBBを計測しています。
■内部管理上使用した金利リスクの算定手法の概要 1. 開示告示に基づく定量的開示の対象となる△EVE並びに銀行がこれらに追加して自ら開示を行う金利リスクに関する事項 (a) 流動性預金に割り当てられた金利改定の平均満期 流動性預金に割り当てられた金利改定の平均満期は1.25年です。 (b) 流動性預金に割り当てられた最長の金利改定満期 流動性預金に割り当てられた最長の金利改定満期は5年です。 (c) 流動性預金への満期の割当て方法 (コア預金モデル等) 及びその前提 流動性預金への満期の割当て方法については、金融庁が定める保守的な前提を採用しています。 (d) 固定金利貸出の期限前返済や定期預金の早期解約に関する前提 固定金利貸出の期限前返済及び定期預金の早期解約については、金融庁が定める保守的な前提を採用しています。 (e) 複数の通貨の集計方法及びその前提 当組合ではIRBBの算出にあたり、通貨別に算出した金利リスクの正値を合算しています。なお、金利リスクの合算において、通貨間の相関等は考慮していません。 (f) スプレッドに関する前提 (計算にあたって割引金利やキャッシュフローに含めるか否か等) 当組合ではIRBBの算出にあたり、割引金利にスプレッドを含めず、キャッシュ・フローにスプレッドを含めて算出しています。 (g) 内部モデルの使用等、△EVE及び△NIIに重大な影響を及ぼすその他の前提 内部モデルは使用していません。 (h) 前事業年度末の開示からの変動に関する説明 △EVEは、運用勘定の増加及び調達勘定の減少により、前年度から17百万円減少しております。 (i) 計測値の解釈や重要性に関するその他の説明 当組合の重要性テスト結果は、監督上の基準値である20%に対し、問題ない水準となっています。 2. 銀行が、自己資本の充実度の評価、ストレス・テスト、リスク管理、収益管理、経営上の判断その他の目的で、開示告示に基づく定量的開示の対象となる△EVE及び△NII以外の金利リスクを計測している場合における、当該金利リスクに関する以下の事項 (a) 金利ショックに関する説明 当組合では、△EVE及び△NII以外の金利リスクを計測する場合の金利ショックについては、過去の事例や、景気シナリオに基づく金利変動としています。 (b) 金利リスク計測の前提及びその意味 (特に、開示告示に基づく定量的開示の対象となる△EVE及び△NIIと大きく異なる点) 当組合では、金利リスクをVaR (信頼区間:99.0%、保有期間:3ヶ月、観測期間:1年) に基づく市場リスク量に対し、リスク限度額を設定し管理することで健全性の確保に努めています。	

リスク管理体制

一定量的事項

- ・自己資本の構成に関する開示事項…自己資本の構成に関する事項P.9をご参照ください
- ・自己資本の充実度に関する事項
- ・信用リスクに関する事項(リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く)
- ・信用リスク削減手法に関する事項
- ・派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項…該当事項なし
- ・証券化エクスポージャーに関する事項…該当事項なし
- ・出資等エクスポージャーに関する事項
- ・リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項
- ・金利リスクに関する事項

自己資本の充実度に関する事項

(単位:百万円)

	令和4年度		令和5年度	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
イ.信用リスク・アセット、所要自己資本の額合計	26,617	1,064	27,152	1,086
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	26,836	1,073	27,454	1,098
(i) ソブリン向け	41	1	55	2
(ii) 金融機関向け	4,155	166	4,008	160
(iii) 法人等向け	3,606	144	4,166	166
(iv) 中小企業等・個人向け	3,040	121	3,396	135
(v) 抵当権付住宅ローン	438	17	407	16
(vi) 不動産取得等事業向け	—	—	—	—
(vii) 三月以上延滞等	4	0	0	0
(viii) 出資等	0	0	0	0
出資等のエクスポージャー	0	0	0	0
重要な出資のエクスポージャー	—	—	—	—
(ix) 他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部 TLAC 関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー	504	20	504	20
(x) 信用協同組合連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー	225	9	224	8
(xi) その他	14,819	592	14,690	587
②証券化エクスポージャー	—	—	—	—
③リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	—	—	—	—
ルック・スルー方式	—	—	—	—
マンドート方式	—	—	—	—
蓋然性方式 (250%)	—	—	—	—
蓋然性方式 (400%)	—	—	—	—
フォールバック方式 (1,250%)	—	—	—	—
④経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	83	3		
⑤他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	△302	△12	△302	△12
⑥CVAリスク相当額を8%で除して得た額	—	—	—	—
⑦中央清算機関関連エクスポージャー	—	—	—	—
ロ.オペレーショナル・リスク	960	38	989	39
ハ.単体総所要自己資本額 (イ+ロ)	27,578	1,103	28,141	1,125

(注) 1. 所要自己資本の額=リスク・アセットの額×4%

2. 「エクスポージャー」とは、資産(派生商品取引によるものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額です。

3. 「ソブリン」とは、中央政府、中央銀行、地方公共団体、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、土地開発公社、地方住宅供給公社、地方道路公社、外国の中央政府以外の公共部門(当該国内においてソブリン扱いになっているもの)、国際開発銀行、国際決済銀行、国際通貨基金、欧州中央銀行、信用保証協会等のことです。

4. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「ソブリン向け」、「金融機関及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。

5. 「その他」とは、(i)～(x)に区分されないエクスポージャーです。具体的には現金等が含まれます。

6. オペレーショナル・リスクは、当組合は基礎的手法を採用しています。

〈オペレーショナル・リスク(基礎的手法)の算定方法〉

$$\frac{\text{粗利益(直近3年間のうち正の値の合計額)} \times 15\%}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

7. 単体総所要自己資本額=単体自己資本比率の分母の額×4%

経営内容

信用リスクに関する事項(リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く)

●信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高(地域別・業種別・残存期間別)

(単位:百万円)

エクスポージャー区分 地域区分 業種区分 期間区分		信用リスクエクスポージャー期末残高								三月以上延滞 エクスポージャー	
				貸出金、コミットメント 及びその他のデリバ ティブ以外のオフ・ バランス取引		債 券		デリバティブ取引			
		令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度
国	内	49,766	49,488	24,052	24,845	3,797	3,497	—	—	90	80
国	外	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
地 域 別 合 計		49,766	49,488	24,052	24,845	3,797	3,497	—	—	90	80
製 造 業		700	700	—	—	700	700	—	—	—	—
農 業 、 林 業		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
漁 業		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
建 設 業		100	100	—	—	100	100	—	—	—	—
電気、ガス、熱供給、水道業		100	100	—	—	100	100	—	—	—	—
情 報 通 信 業		200	200	—	—	200	200	—	—	—	—
運 輸 業 、 郵 便 業		500	500	—	—	500	500	—	—	—	—
卸 売 業 、 小 売 業		373	474	73	174	300	300	—	—	—	—
金 融 業 、 保 険 業		200	200	—	—	200	200	—	—	—	—
不 動 産 業		747	931	347	531	400	400	—	—	—	—
物 品 賃 貸 業		100	100	—	—	100	100	—	—	—	—
学術研究、専門・技術サービス業		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
宿 泊 業		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
飲 食 業		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
生活関連サービス業、娯楽業		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
教 育 、 学 習 支 援 業		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
医 療 、 福 祉		10,806	11,472	10,806	11,472	—	—	—	—	90	80
そ の 他 の サ ー ビ ス		200	200	—	—	200	200	—	—	—	—
そ の 他 の 産 業		518	470	518	470	—	—	—	—	—	—
国・地方公共団体等		997	697	—	—	997	697	—	—	—	—
個 人		12,306	12,196	12,306	12,196	—	—	—	—	—	—
そ の 他		21,916	21,144	—	—	—	—	—	—	—	—
業 種 別 合 計		49,766	49,488	24,052	24,845	3,797	3,497	—	—	90	80
1 年 以 下		592	764	292	464	299	299	—	—		
1 年 超 3 年 以 下		2,056	2,185	856	885	1,199	1,300	—	—		
3 年 超 5 年 以 下		2,431	2,370	1,831	1,770	600	600	—	—		
5 年 超 7 年 以 下		2,408	2,951	1,708	2,151	700	800	—	—		
7 年 超 10 年 以 下		3,867	3,037	3,067	2,737	800	300	—	—		
10 年 超		16,376	16,906	16,178	16,708	197	197	—	—		
期間の定めのないもの		117	125	117	125	—	—	—	—		
そ の 他		21,916	21,144	—	—	—	—	—	—		
残 存 期 間 別 合 計		49,766	49,488	24,052	24,845	3,797	3,497	—	—		

- (注) 1. 「貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引」とは、貸出金の期末残高の他、当座貸越等のコミットメントの与信相当額、デリバティブ取引を除くオフ・バランス取引の与信相当額の合計額です。
2. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞している者に係るエクスポージャーのことです。
3. 上記の「その他」は、裏付となる個々の資産の全部又は一部を把握することが困難な投資信託等および業種区分や機関に分類することが困難なエクスポージャーです。具体的には現金等が含まれます。
4. CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。
5. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。
6. 「貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引」における業種別残高のうち、「医療、福祉」に分類される業種であっても使途が個人消費、個人住宅等に該当するものは「個人」欄の期末残高に含めて集計しております。

●一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

当組合では、自己資本比率算定にあたり、偶発損失引当金を一般貸倒引当金あるいは個別貸倒引当金と同様のものとして取扱っておりますが、当該引当金の金額は上記残高等に含めておりません。

経営内容

●業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の額等

(単位:百万円)

業 種 別	個別貸倒引当金										貸出金償却	
	期首残高		当期増加額		当期減少額				期末残高			
					目的使用		その他					
	令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度
製 造 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
農 業 、 林 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
漁 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
建 設 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
電気、ガス、熱供給、水道業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
情 報 通 信 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
運 輸 業 、 郵 便 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
卸 売 業 、 小 売 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
金 融 業 、 保 険 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
不 動 産 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
物 品 賃 貸 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
学術研究、専門・技術サービス業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
宿 泊 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
飲 食 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
生活関連サービス業、娯楽業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
教 育 、 学 習 支 援 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
医 療 、 福 祉	181	171	9	12	—	—	19	23	171	160	—	—
そ の 他 の サ ー ビ ス	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
そ の 他 の 産 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
国・地方公共団体等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
個 人	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合 計	181	171	9	12	—	—	19	23	171	160	—	—

(注) 1. 当組合は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。

2. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

●リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位:百万円)

告示で定めるリスク・ウェイト区分(%)	エクスポージャーの額			
	令和4年度		令和5年度	
	格付適用有り	格付適用無し	格付適用有り	格付適用無し
0%	—	1,787	—	1,384
10%	—	278	—	359
20%	21,395	102	20,756	109
35%	—	1,258	—	1,168
50%	2,172	90	1,928	80
75%	—	4,380	—	4,916
100%	—	18,149	—	18,613
150%	—	—	—	—
250%	—	19	—	39
合 計	23,567	26,067	22,684	26,672

(注) 1. 格付は、適格格付機関が付与しているものに限りです。

2. エクスポージャーは、信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分しています。

3. コア資本に係る調整項目となったエクスポージャー、CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

信用リスク削減手法に関する事項

●信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

(単位:百万円)

信用リスク削減手法 ポートフォリオ	適格金融資産担保		保 証		クレジット・デリバティブ	
	令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度
信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー	794	854	157	41	—	—

(注) 1. 当組合は、適格金融資産担保について簡便手法を用いています。

2. 上記「保証」には、告示(平成18年金融庁告示第22号)第45条(信用保証協会、農業信用基金協会、漁業信用基金協会により保証されたエクスポージャー)、第46条(株式会社地域経済活性化支援機構等により保証されたエクスポージャー)を含みません。

経営内容

派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当ありません。

証券化エクスポージャーに関する事項

該当ありません。

出資等エクスポージャーに関する事項

●貸借対照表計上額及び時価等

(単位:百万円)

区 分	令和4年度		令和5年度	
	貸借対照表計上額	時 価	貸借対照表計上額	時 価
上場株式等	—	—	—	—
非上場株式等	194	—	194	—
合 計	194	—	194	—

(注) 本項目の記載対象となるエクスポージャーには、「リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー」の裏付資産や裏付にある取引として計測された部分は含めておりません。

●貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額 (単位:百万円)

	令和4年度	令和5年度
評価損益	△49	△81

(注) 「貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額」とは、その他有価証券の評価損益です。

●出資等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

該当ありません。

●貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

該当ありません。

リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

該当ありません。

金利リスクに関する事項

(単位:百万円)

IRRBB1:金利リスク					
項番		イ		ハ	
		△EVE		△NII	
		当期末	前期末	当期末	前期末
1	上方パラレルシフト	9	0	0	0
2	下方パラレルシフト	0	0	16	0
3	スティープ化	37	54		
4	フラット化				
5	短期金利上昇				
6	短期金利低下				
7	最大値	37	54	16	0
8	自己資本の額	ホ		ヘ	
		当期末		前期末	
		1,737		1,736	

(注) 金利リスクの算定手法の概要等は、「定性的な開示事項」の項目に記載しております。

その他業務

財務諸表の適正性及び内部監査の有効性

私は当組合の令和5年4月1日から令和6年3月31日までの第74期の事業年度における貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書の適正性、及び同書類作成に係る内部監査の有効性を確認いたしました。

令和6年6月21日
神奈川県歯科医師信用組合
理事長 石 倉 浩 一

法定監査の状況

当組合は、協同組合による金融事業に関する法律第5条の8第3項に規定する「特定信用組合」に該当しないため法定監査を義務付けられておりませんが、経営の健全性や透明性を高める観点から、法定監査に準じて、「貸借対照表」、「損益計算書」、「剰余金処分計算書」等につきましては、「監査法人まほろば」の監査を受け、適正である旨の監査報告を受理しております。

その他業務

代理貸付残高の内訳

(単位:百万円)

区 分	令和4年度末	令和5年度末
全国信用協同組合連合会	—	—
株式会社日本政策金融公庫	—	—
独立行政法人 福祉医療機構	—	—
合 計	—	—

手数料一覧

(令和6年7月1日現在)

※手数料には、消費税10%相当額が含まれています。

為替手数料

(1件・1通につき)

区 分	金 額	定例送金	窓口扱い
他 金 融 機 関	窓口等	5万円以上	440円
		5万円未満	440円
	ATM	金 額	キャッシュカード
		5万円以上	330円
		5万円未満	165円
	インターネット バンキング	金 額	端末機器使用
		5万円以上	330円
		5万円未満	165円
	振 込 組 戻 料		660円
	代 金 取 立	至 急 扱 い	880円
		普 通 扱 い	660円
当組合内	振 込 ・ 送 金 ・ 代 金 取 立		無 料

CDカード自動機利用手数料

(1件につき)

他金融機関 利用の場合	※手数料 返戻サービス (当組合の組合員の方が 支払われた手数料は、 翌月お口座にお返し いたします。)	平 日	8:00~18:00	110円
			18:00~22:00	220円
		土 曜	8:00~14:00	110円
			14:00~22:00	220円
		日曜・祝日 ・年末	8:00~22:00	220円
当組合利用の場合		全 店 無 料		

(注)1. 上記お取扱時間は、全国キャッシュサービス(MICS加入金融機関ATM)に提携している最長時間です。ご利用いただく金融機関によってお取扱時間は異なります。
2. ご利用いただく提携金融機関によって手数料が異なる場合がございます。

両替手数料(含、金種指定による預金からのお引き出し)

(1回につき)

お 取 扱 枚 数	手 数 料
1枚~ 100枚	220円
101枚~ 500枚	330円
501枚~1,000枚	660円
1,001枚以上	500枚毎に330円を加算

(注)1. 「ご希望金種の枚数」と「ご持参現金の枚数」のいずれが多い方を基準とします。
2. 同一金種の交換(新券、損金への交換)及び記念硬貨への交換は手数料はかかりません。
3. 金種指定による預金からのお引き出しの場合は、「払戻し枚数から一万円札の枚数を除いた枚数」となります。
4. なお、組合員の方が営業店窓口にてお取引いただく場合は、100枚まで無料となります。

その他手数料

種 類	手 数 料
各種用紙 交 付 手 数 料	小切手帳 1冊(50枚綴り)につき 2,200円
	手形用紙 1枚につき 330円
	マル専手形用紙 1枚につき 330円
各種発行 手 数 料	残高証明書発行手数料 1通につき 330円
	残高証明書継続発行手数料 1通につき 330円
	各種証明書発行 1件につき 330円
	特殊証明書発行 1件につき 1,100円
	預金取引履歴照会発行 1口座につき 3,300円
	通帳(証書)再発行 1冊(枚)につき 1,100円
	カード再発行 1件につき 1,100円

内国為替取扱実績

(単位:百万円)

区 分		令和4年度末		令和5年度末	
		件 数	金 額	件 数	金 額
送 金 ・ 振 込	他の金融機関向け	42,903	26,393	44,087	28,242
	他の金融機関から	74,326	42,622	74,763	44,084
代 金 取 立	他の金融機関向け	—	—	—	—
	他の金融機関から	—	—	—	—

主要な事業の内容

預金業務

- 当座預金
- 貯蓄預金
- スーパー定期積金
- 据置期間後解約自由定期預金
- 大口定期預金
- 期日指定定期預金
- 普通預金(無利息型含む)
- 納税準備預金
- スーパー定期預金
- 変動金利定期預金
- 積立定期預金
- 総合口座
- 財形貯蓄預金

融資業務

- 消費ローン
- 小規模企業共済融資
- 独立行政法人福祉医療機構医療貸付資金
- 県中小企業制度融資
- デンタル開業ローン
- 極度型教育ローン
- 住宅ローン
- オートローン
- 歯科医師限定カードローン「アラカルト」
- しかしんカードローン
- 事業ローン
- 医療整備ローン
- 学資ローン「はばたき」
- しかしん教育カードローン
- 会員サポートローン
- 歯科医師フリーローン
- しかしんプラス

サービス業務

- インターネットバンキングサービス
- 内国為替サービス
- クレジット・サービス
- キャッシュカード・サービス(デビットカード)
- 統合ATMスイッチングサービスに基づく相互入金業務

《自動機器設置状況》ATM(現金自動預払機) 本店(県歯会館内) 1台
平塚支店 1台

地域貢献（信用組合の社会的責任(CSR)に関する事項等）

地域に貢献する信用組合の経営姿勢

当組合は神奈川県歯科医業関係者を組合員とする業域信用組合であり、組合員がお互いに助け合い、発展していくという相互扶助の理念に基づき運営されている協同組合組織の金融機関です。金融業務を通じて組合員の歯科医業経営に関する事業の発展に寄与しており、ひいては県内住民の歯科医療および健康管理に貢献しております。

融資を通じた地域貢献

◇貸出金について[地域(業域)への資金供給の状況]

【貸出金残高24,825百万円】令和6年3月末

(単位:先数、百万円)

	先数	残高
個人	876	20,468
個人事業主	191	4,319
事業主	685	16,148
法人	175	4,357
法人	175	4,357
地公体	—	—
合計	1,051	24,825

◇主要な融資商品の状況

(単位:件、百万円)

商品	件数	残高
医療整備ローン	353	1,642
会員サポートローン	28	32
消費者ローン	626	3,879
住宅ローン	273	6,758

取引先への支援状況等

当組合では取引先への経営改善支援策として業務管理課に経営相談窓口を設置し、要注意債権等の健全化および不良債権の新規発生防止のための体制整備に努めています。また、経営改善を必要としている取引先について、経営改善計画および支援方針を決定し、経営改善のノウハウ等の提供を行っています。

業界へのサービスの充実

◆手数料返戻サービス

当組合の組合員の方が、他の金融機関のATMをご利用し、お支払いになった利用手数料は当組合が全額負担し、翌月末までお客さまの口座へお戻しております。

◆無料税務相談

当組合では、顧問税理士により毎月第1木曜日に本店にて、医院経営・贈与・不動産・その他資産に関する税務相談を実施しております。ご希望の方はお気軽にご相談下さい。

◆経営相談窓口

当組合では、お客さまの経営相談、経営支援のため相談窓口を開設しておりますので、どうぞお気軽にご利用ください。

◆苦情相談窓口

当組合では、お客さまのご意見、ご要望、苦情等を大切にし、より良い組合作りのためにお客さま相談室を開設しておりますので、どうぞお気軽にご利用下さい。

◆情報提供活動

当組合では、ホームページ(<https://www.shikashin.co.jp>)を開設しておりますので、どうぞご覧下さい。

企業の社会的責任(CSR)について

当組合では、歯科業界との共存・共栄を目指し、歯科医師並びにその関係者の皆様の経済活動の促進、また経済的地位の向上を図ることを経営理念に掲げ、CSR(企業(組合)の社会的責任)の考え方と共通する経営姿勢のもとに歩んでおります。

当組合はこの精神を基本に、組合員の皆様と一体となり業域の一員として金融業による社会貢献活動を踏まえた、地域社会の歯科保健医療の向上による社会貢献を担うものと考えます。

また、信用組合業界では、平成14年度から9月3日を「しんくみの日」、9月1日から7日を「しんくみの日週間」と定め、地域・業域に根ざした社会貢献活動を行っています。

中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組み状況

経営改善支援等の取組み実績

(単位:先数、%)

期初債務者数 (A)					経営改善 支援取組み率 (α/A)	ランクアップ 率 (β/α)	再生計画 策定率 (δ/α)
うち経営改善支援取組み先 (α)							
		α のうち期末に債務 者区分がランクアッ プした先数 (β)	α のうち期末に債務 者区分が変化しな かった先数 (γ)	α のうち再生計画を 策定した先数 (δ)			
119	13	0	12	7	10.9	0.0	53.8

(注) 1. 本表の「債務者数」、「先数」は、正常先を除く計数です。

2. 期初債務者数は令和5年4月当初の債務者数です。

3. 債務者数、経営改善支援取組み先数は、取引先企業(個人事業主を含む。)であり、個人ローン、住宅ローンのみの先は含んでおりません。

4. 「 α (アルファ)のうち期末に債務者区分がランクアップした先数 β (ベータ)」は、当期末の債務者区分が期初よりランクアップした先です。なお、経営改善支援取組み先で期中に完済した債務者は α には含みますが β には含んでおりません。

5. 「 α のうち期末に債務者区分が変化しなかった先数 γ (ガンマ)」は、期末の債務者区分が期初と変化しなかった先です。

6. 「 α のうち再生計画を策定した先数 δ (デルタ)」は、 α のうち中小企業活性化協議会の再生計画策定先、RCCの支援決定先、当組合独自の再生計画策定先の合計先数です。

7. 期中に新たに取引を開始した取引先は、本表に含みません。

中小企業の経営支援に関する取組み方針

お客さまからの新規融資や貸付条件の変更等のご相談・お申込みに対しては、お客さまのご事情を十分に勘案し、迅速かつ真摯に対応いたします。貸付条件変更等のお申込みに際しては、他の金融機関等と連携を図りながら、円滑な資金供給とお客さまの経営改善に向けた取組への積極的な支援を実施いたします。お客さまの抱える問題や課題に対しては、お客さまの立場に立ち最適解決策のご提案が出来るよう、コンサルティング機能の発揮に努めます。

中小企業の経営支援に関する態勢整備の状況

経営支援の取組みにあたっては営業店を相談窓口とするほか、経営サポート室を担当部署として設置しており、業域金融機関としての態勢整備に努めております。

中小企業の経営支援に関する取組み状況

当組合における創業支援に関しては、対象が歯科医院の開設に限定されることから、将来開業が見込まれる勤務医や研修医に対して講演や開業セミナーなどに参加し資金計画や成功事例などを紹介しています。

また、開業している歯科医院に向けて、県内の歯科医院の経済的環境や業況を参考とした経営改善のコンサルティングを行っております。これは各地域において講演会等を開催している中で、相談や経営支援の要望も増加していることや、経営支援の成果として改善が図られた事例もあることから、今後も取組みを継続していくものです。

●創業・新規事業開拓の支援

経営相談において、資金計画書のポイントや新規開業時の成功事例・留意点を紹介しております。

●成長段階における支援

当組合の持つ歯科医院の財務分析データの蓄積結果をもとに、経営指標を比較して問題点や優位性の部分をアドバイスすることで歯科専門金融機関ならではの支援に取り組んでおります。

●経営改善・事業再生・業種転換等の支援

経営改善支援先13先に対して支援方針を決定し経営改善のノウハウ及びスキルの提供を行っています。

今までの総数は71先となり内27先がランクアップしております。

「経営者保証に関するガイドライン」への対応

当組合では、「経営者保証に関するガイドライン」及び「事業承継時に焦点を当てた『経営者保証に関するガイドライン』の特則」の趣旨や内容を十分に踏まえ、お客さまからお借り入れや保証債務整理の相談を受けた際に真摯に対応する態勢を整備しています。経営者保証の必要性については、お客さまとの丁寧な対話により、法人と経営者の関係性や財務状況等の状況を把握し、同ガイドラインの記載内容を踏まえて十分に検討するなど、適切な対応に努めています。

また、どのような改善を図れば経営者保証の解除の可能性が高まるかなどを具体的に説明し、経営改善支援を行っています。なお、令和5年度における取組み事例はありませんでした。

●「経営者保証に関するガイドライン」の取組み状況

	令和4年度	令和5年度
新規に無保証で融資した件数	72件	72件
新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合	47.37%	44.17%
保証契約を解除した件数	0件	0件
経営者保証に関するガイドラインに基づく保証債務整理の成立件数 (当組合をメイン金融機関として実施したものに限る)	0件	0件



店舗一覧表(事務所の名称・所在地)

(自動機器設置状況)

店名	住所	電話	ATM
①本店	〒231-0013 横浜市中区住吉町6-68-2	(045)641-2904	1台
②平塚支店	〒254-0035 平塚市宮の前9-5	(0463)23-4928	1台

索引 各開示項目は、下記のページに記載しております。なお、*印は「協金法第6条で準用する銀行法第21条」「金融再生法」に基づく開示項目、**印は「監督指針の要請」に基づく開示項目、無印は任意開示項目です。

■ ごあいさつ	2
【概況・組織】	
1. 事業方針	3
2. 事業の組織	3
3. 役員一覧(理事及び監事の氏名・役職名)	2
4. 会計監査人の氏名又は名称	該当なし
5. 店舗一覧表(事務所の名称・所在地)	24
6. 自動機器設置状況	24
7. 地区一覧(神奈川県全域)	24
8. 組合員の推移	2
9. 子会社の状況	該当なし

【主要事業内容】	
10. 主要な事業の内容	21
11. 信用組合の代理業者	取扱いなし

【業務に関する事項】	
12. 経営環境・事業概況	3
13. 経常収益	8
14. 業務純益等	8
15. 経常利益	8
16. 当期純利益	8
17. 出資総額・出資総口数	8
18. 純資産額	8
19. 総資産額	8
20. 預金積金残高	8
21. 貸出金残高	8
22. 有価証券残高	8
23. 自己資本比率(単体)	8
24. 出資に対する配当金	8
25. 常勤役員数	8

【主要業務に関する指標】	
26. 業務粗利益及び業務粗利益率	8
27. 資金運用収支・役員取引等収支及びその他の業務収支	8
28. 資金運用勘定・資金調達勘定の平均残高・利息・利回り・総資金利額	8.11
29. 受取利息及び支払利息の増減	8
30. 役員取引の状況	8

31. その他業務収益の内訳	11
32. 経費の内訳	8
33. 総資産経常利益率	8
34. 総資産当期純利益率	8

【預金に関する指標】	
35. 預金種目別平均残高	11
36. 預金者別預金残高	11
37. 財形貯蓄残高	11
38. 常勤役員1人当りの預金残高	11
39. 1店舗当りの預金残高	11
40. 定期預金種類別残高	11

【貸出金等に関する指標】	
41. 貸出金種類別平均残高	12
42. 担保種類別貸出金残高及び債務保証見返額	12
43. 貸出金利区分別残高	12
44. 貸出金使途別残高	13
45. 貸出金業種別残高・構成比	12
46. 預貸率(期末・期中平均)	11
47. 消費者ローン・住宅ローン残高	13
48. 代理貸付残高の内訳	21
49. 常勤役員1人当りの貸出金残高	11
50. 1店舗当りの貸出金残高	11

【有価証券に関する指標】	
51. 商品有価証券の種類別平均残高	取扱いなし
52. 有価証券種類別平均残高	12
53. 有価証券種類別残存期間別残高	12
54. 預証率(期末・期中平均)	11

【経営管理体制に関する事項】	
55. 法令遵守の体制	14
56. 当組合のマネー・ローndリング、テロ資金供与及び拡散金融対策に係る対応方針について	14
57. リスク管理体制	15.16 資料編 17.18.19.20
58. 苦情処理措置及び紛争解決措置の内容	14

【財産の状況】	
59. 貸借対照表、損益計算書、剰余金処分計算書	5.6.7
60. 協金法開示債権(リスク管理債権)及び金融再生法開示債権の保全・引当状況	13
(1) 破産更生債権及びこれらに準ずる債権	
(2) 危険債権	
(3) 三月以上延滞債権	
(4) 貸出条件緩和債権	
(5) 正常債権	

61. 自己資本の構成に関する事項	9
62. 有価証券・金銭の信託等の評価	10
63. 外貨建資産残高	取扱いなし
64. オフバランス取引の状況	該当なし
65. 先物取引の時価情報	該当なし
66. オプション取引の時価情報	取扱いなし
67. 貸倒引当金の内訳	13
68. 貸出金償却額	13
69. 財務諸表の適正性及び内部監査の有効性	20
70. 法定監査の状況	20

【その他の業務】	
71. 内国為替取扱実績	21
72. 外国為替取扱実績	取扱いなし
73. 公共債窓販実績	取扱いなし
74. 公共債引受額	取扱いなし
75. 手数料一覧	21

【その他】	
76. トピックス	該当なし
77. 当組合の経営姿勢と考え方	3
78. 当組合のあゆみ(沿革)	2
79. 継続企業の前提の重要な疑義	該当なし
80. 総代会について	** 4
81. 報酬体系について	** 14

【地域貢献に関する事項】	
82. 地域貢献(信用組合の社会的責任(CSR)に関する事項等)	** 22
83. 中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組み状況	22.23
84. 「経営者保証に関するガイドライン」への対応	** 23



神奈川県歯科医師信用組合

《<https://www.shikashin.co.jp>》

〒231-0013 横浜市中区住吉町6-68-2

TEL045(641)2904(代)

